

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第 1 項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年 6 月30日

【事業年度】 第78期(自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)

【会社名】 株式会社アイレックス

【英訳名】 AIREX INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野川 浩道

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区池尻三丁目 1 番 3 号

【電話番号】 (03) 3419-5111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役業務管理部長 松家 一貴

【最寄りの連絡場所】 東京都世田谷区池尻三丁目 1 番 3 号

【電話番号】 (03) 3419-5111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役業務管理部長 松家 一貴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第74期	第75期	第76期	第77期	第78期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (千円)	3,151,818	3,319,663	3,320,934	—	—
経常利益又は経常損失() (千円)	17,684	249,590	128,307	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	36,335	258,194	221,165	—	—
包括利益 (千円)	99,529	278,512	216,581	—	—
純資産額 (千円)	615,969	894,406	1,111,004	—	—
総資産額 (千円)	1,579,522	1,899,729	2,239,465	—	—
1株当たり純資産額 (円)	33.46	23.99	16.63	—	—
1株当たり当期純利益又は当期純損失() (円)	1.24	8.78	7.52	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	5.09	4.36	—	—
自己資本比率 (%)	39.00	47.08	49.61	—	—
自己資本利益率 (%)	—	34.19	22.06	—	—
株価収益率 (倍)	—	26.08	48.54	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	153,718	301,834	365,477	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	14,925	2,494	9,318	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	75	16	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	579,857	884,111	1,240,287	—	—
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	416 (—)	419 (—)	422 (—)	— (—)	— (—)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第74期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第74期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

4 第74期の株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

5 第77期より連結財務諸表を作成しておりませんので、当該期以降の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第74期	第75期	第76期	第77期	第78期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (千円)	2,053,476	2,174,148	2,635,579	3,170,072	2,973,010
経常利益 (千円)	70,711	120,456	78,432	145,491	248,754
当期純利益 (千円)	92,873	164,169	373,446	546,256	237,802
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
発行済株式総数 (株)	45,417,400	45,417,400	45,417,400	4,321,740	3,771,740
普通株式 (株)	29,417,400	29,417,400	29,417,400	2,941,740	2,941,740
A種優先株式 (株)	16,000,000	16,000,000	16,000,000	1,380,000	830,000
純資産額 (千円)	142,683	327,527	700,905	1,011,158	649,886
総資産額 (千円)	1,202,967	1,414,308	1,910,456	2,191,116	1,821,817
1株当たり純資産額 (円)	49.55	43.27	305.73	125.42	61.25
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	3.16	5.58	126.99	182.01	71.52
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	1.83	3.24	73.60	108.09	49.02
自己資本比率 (%)	11.86	23.16	36.69	46.15	35.7
自己資本利益率 (%)	74.21	69.82	62.17	63.81	28.63
株価収益率 (倍)	36.10	41.04	33.58	15.24	18.83
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	253,650	297,888
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	1,741	4,237
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	231,302	577,799
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	—	—	1,264,376	980,227
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	239 (—)	242 (—)	316 (—)	393 (—)	378 (—)
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX) (%)	64 (87)	129 (98)	205 (111)	159 (103)	86 (91)
最高株価 (円)	235	323	391	4,075 (431)	3,445
最低株価 (円)	81	99	178	1,407 (252)	1,243

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第76期まで連結財務諸表を作成しておりますので、第76期までの持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

- 3 2018年10月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、発行済株式総数、普通株式数及びA種優先株式数、並びに1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 5 最高株価及び最低価格は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。
なお、2019年3月期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式併合前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。
- 6 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第77期の期首から適用しており、第76期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

1948年11月	東京都目黒区に金属表面処理事業を目的として、愛工電化株式会社（資本金50万円）を設立しました。
1963年3月	半導体時代を予測し、プリント配線板の製造を開始しました。
1971年2月	プリント配線板のUL認定「米国保険業組合研究所の安全基準に関する認定」を取得しました。
1980年1月	神奈川県横浜市緑区（現 都筑区）川和町636番地に横浜工場を建設、プリント配線板の拡充を図りました。
1982年7月	プリント配線板の生産力をさらに強化するため、神奈川県横浜市緑区（現 都筑区）川和町280番地に本社工場を建設しました。
1985年1月	本店を東京都目黒区緑が丘から神奈川県横浜市緑区（現 都筑区）川和町280番地に移転しました。
1988年5月	C I（コーポレートアイデンティティ）の一環として、商号を愛工電化株式会社より株式会社アイレックスに変更しました。
1988年9月	社団法人日本証券業協会の店頭売買登録銘柄（現 東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)）として、1988年9月14日付にて登録され、同日より店頭売買が開始されました。
2004年3月	東京コンピュータサービス株式会社（現 TCSホールディングス株式会社）グループと資本業務提携しました。
2005年6月	コンピュータシステム事業を開始いたしました。
2006年1月	システム事業本部を横浜市港北区に開設し、併せて大阪事業所（現 大阪支店）、広島事業所（現 広島支店）をそれぞれ開設いたしました。
2006年2月	株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズを連結子会社としました。
2006年5月	株式会社アイレックスソハードを連結子会社としました。
2006年8月	アイレックスシステム株式会社及び明成インフォテック株式会社（2007年10月にアイレックスインフォテック株式会社へ社名変更）を連結子会社としました。
2006年10月	仙台開発センター（現 仙台支店）を開設いたしました。
2008年7月	プリント配線板事業を会社分割により株式会社キョウデンファインテックに分社化し、同時にその全株式を株式会社キョウデンへ譲渡いたしました。
2008年7月	本店を横浜市都筑区から横浜市港北区新横浜二丁目14番9号に移転いたしました。
2009年3月	I S O 2 7 0 0 1（I S M S）の認証取得をいたしました。
2009年4月	アイレックスインフォテック株式会社と株式会社アイレックスソハードは、合併しアイレックスインフォテック株式会社となりました。
2009年7月	本店を横浜市港北区から東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号に移転いたしました。
2009年10月	株式会社ジャスダック証券取引所（現 東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)）における所属業種が、従来の「製造業」の「電気機器」から「運輸・情報通信業」の「情報・通信業」に変更いたしました。
2012年1月	セキュリティソリューションの一環として、簡単・薄型・手間要らずの免震システム「μ-Solator（ミューソレーター）」の販売を開始いたしました。
2015年3月	アイレックスインフォテック株式会社を吸収合併いたしました。
2015年6月	監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
2017年4月	アイレックスシステム株式会社を吸収合併いたしました。
2017年6月	本店を東京都中央区から東京都世田谷区池尻三丁目1番3号に移転いたしました。
2018年4月	株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズを吸収合併いたしました。

3 【事業の内容】

当社の関係会社は、親会社のＴＣＳホールディングス株式会社であります。

当社の事業は、「システム事業」の単一セグメントであり、「大企業向けアプリケーション開発」「官公庁、社会インフラ系システム開発」「組込みシステム開発」「通信系システム開発」「ＩＴインフラ設計・構築・運用」「評価・検証業務」の６つの事業分野におけるシステム開発を軸として、ソフト開発から、評価・検証、運用・保守業務までのトータルソリューションをワンストップで提供できる体制を構築しております。

当社の事業に関わる位置づけは、次のとおりであります。

(1) 大企業向けアプリケーション開発

- ・物流業向け受発注システム
- ・流通業向け施設／設備監視システム
- ・卸売業向け庫内物流システム
- ・製造業向け生産管理システム

(2) 官公庁、社会インフラ系システム開発

- ・地方自治外向け住民基本台帳管理システム
- ・地方自治体向け防災システム
- ・地方自治体向け固定資産管理システム
- ・太陽光発電監視システムのインフラ構築

(3) 組込みシステム開発

- ・医療機器用の組込みソフトウェア
- ・自動運転システム
- ・携帯電話の組込みデバイスドライバー
- ・カーナビシステム開発

(4) 通信系システム開発

- ・ＩｏＴサービスシステム
- ・次世代移動通信関連システム
- ・ＩＭＳ（ＩＰ Multimedia Subsystem）関連システム
- ・通信伝送装置拡張ボード開発

(5) ＩＴインフラ設計・構築・運用

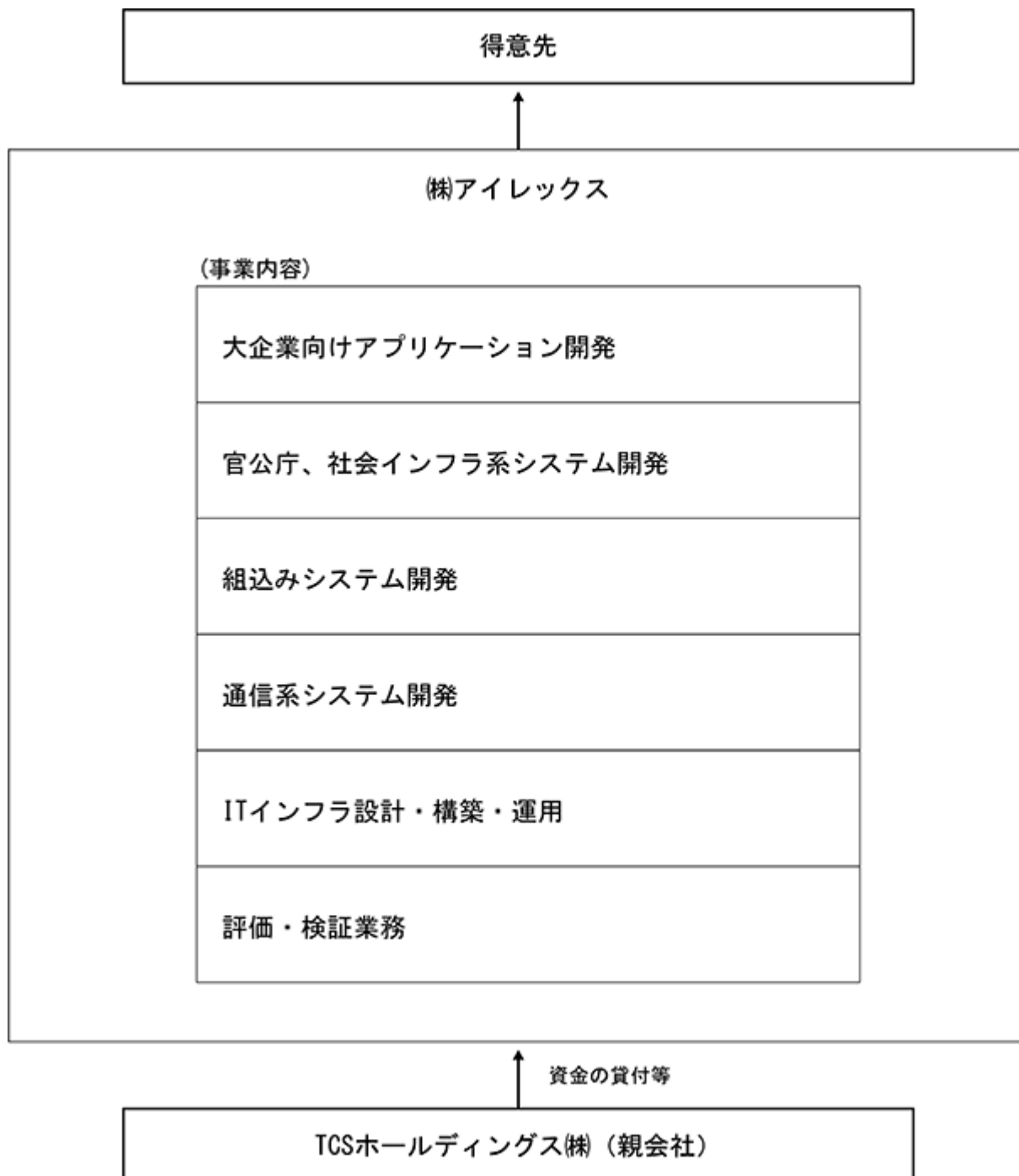
- ・製造メーカー向けサーバ構築、運用保守管理
- ・公共系、小売業向けネットワーク構築
- ・ＥＣサイト、通販システム運用管理
- ・企業向け社内システムの維持管理

(6) 評価・検証業務

- ・電機メーカー向け評価・検証（デジタルスチルカメラ、デジタルビデオカメラ）
- ・通信事業者向け評価・検証（携帯電話機、スマートフォン）

[事業系統図]

以上の事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有 [被所有] 割合(%)	関係内容
(親会社) T C Sホールディングス㈱ (注) 1、2	東京都中央区	100,000	不動産賃貸、株式の 所有及び管理、金融	[69.84] (13.07) {0.71}	大株主 資金の借入 役員兼任2名

(注) 1 議決権の所有[被所有]割合の()内は、被間接所有割合で内数であります。

2 議決権の所有[被所有]割合の{ }内は、緊密な者又は同意している者の被所有割合で外数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
378	34.5	5.6	3,927,971

(注) 1 臨時従業員数はその総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されていないものの、労使関係は良好であり、特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

私たちアイレックスは、人と技術を磨き最高のサービスを提供することで、新しい価値創造と、豊かな社会の実現に向かって挑戦し続けます。

ITの進歩は私たちの生活を安全・安心で豊かなものにしていきます。ビジネススタイルやライフスタイル、社会環境をITは大きく変えていきます。

私たちITソフトウェア企業のアイレックスは、人と技術を磨き確かな技術の提供により、ダイナミックな時代の変化の中で、新しい価値を創造し、豊かな社会の実現に挑戦し続けて参ります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、2019年5月16日に公表しました中期経営計画において、2020年3月期から4ヵ年の計画策定を行い、2023年3月期に売上高45億円、営業利益4.0億円、経常利益4.1億円、当期純利益4.5億円を達成することを掲げておりますが、当期の経営成績の状況に記載しております通り、2020年3月期における当社の実績は売上高29.7億円、営業利益2.4億円、経常利益2.4億円、当期純利益2.3億円となりました。また、この度起こりました新型コロナウイルスの感染拡大による全国的な経済状況の悪化に伴い、本報告書提出日現在、次事業年度以降の経営成績の予測が不透明な状況が発生しており、現行の中期経営計画を早急に見直すことを始めております。経営成績の予測に目途がつき次第、速やかに情報開示を行う予定であります。

従来から記載のとおり、達成可能な数値目標と会社の方向性、克服すべき課題に対応する重要な柱である営業基本戦略、人事人材戦略の基本的な事項に変更はありません。市場調査・分析による営業戦略の立案、収益性向上や新規顧客開拓、技術者人材への教育投資やケアライン体制の充実等の施策を同時に実行していきます。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社が事業を行っているソフトウェア業界では、IT技術の急速な変革が進んでおり、様々な業界との融合が起きております。こうした状況を的確にとらえ、事業の拡大を図るべく、高度な技術力を備えた収益力の高い企業を目指します。

そのために、今後拡大が見込まれる業種・業界の市場動向を見定め、組織的かつ継続的な提案型の営業を推進し、顧客の選択と集中を行うことにより、より高単価で大規模な予算配分型の案件へと移行が可能となるよう、先端技術の習得を目指して技術者人材の育成及び技術力の向上を図っていきます。それにより、IT業界での技術的な信用力を高めてまいります。また、様々なIR・広報活動を行うことにより企業としての知名度を上げ、人材採用活動や営業契約上での優位性を保持することに努めます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会全般の状況が急激に変化する中、当社の従来からの取り組み方による事業展開だけでは今後の急激な変化に対応することは不十分と考え、社員の勤務形態や評価制度、事業分野を再点検し、新たな需要が発生する事業や業界を見定め、経営資源を傾注していくことといたします。

(4) 会社の対処すべき課題

当社は、得意分野である組込み領域における車載系開発等、通信領域におけるクラウド関連開発等に人材を集中し、業務の高度化と規模の拡大を図ってまいりましたが、技術レベルの向上や既存技術からの転換が十分に実施できたとは言えず、更なる技術者人材への教育投資やスキルの転換に注力し、IoT時代が求める先端技術を各社員が習得することで業界での競争力を強化してまいります。

また、本社・支店の別なく優秀な人材を幹部社員として登用し、全社のネットワーク体制を強化することで案件の地域的な負担を軽減し、相互補完体制を充実させ、働き方改革への対応やITツールを駆使した業務の徹底的な効率化を図り、当社が一貫して標榜する「システムの設計・開発から評価・検証、運用・保守までをワンストップで対応可能とする提案型の企業」を目指して、事業の拡大と収益構造の基盤強化を図ってまいります。

なお、新型コロナウイルスへの感染拡大による事業活動や業績への影響をできる限り抑えるべく、時差出勤、テレワーク勤務、ウェブ会議等ITツール活用などを検討のうえ実施しており一定の成果をあげております。今後も状況に応じ適時適切な対応をとる方針です。

2 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下に記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社への投資判断は、本項及び本文中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社が判断したものであり、また、当社への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、この点をご留意ください。

(1) 市場変動リスクについて

当社は、顧客ニーズに的確に応えられ、かつ価格競争力がある企業を目指し、生産性・稼働率向上、技術力向上、品質改善に努め、常にコストダウンを念頭においてローコストオペレーションを行い企業基盤の強化を図っております。しかし、受注価格の急速な下落や、競争企業の参入の増加や海外生産拠点とのコスト競争がより激しくなっていくこと、技術革新等により既存技術の陳腐化・旧式化が起こり、新技術への対応が遅れることにより優位性が失われること、また国際情勢等の急激な変動等により、顧客の事業展開に直接影響が及び受注の予測が困難な状況が発生することなどにより、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

今般、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、急速な経済状況の悪化が明らかとなりました（本報告書提出日現在）。国内においては各種産業の現場で需要の大きな減少による業績の悪化が発生し、各企業が業績の落ち込みに苦しむ状況下において、当社も顧客からの受注状況に変化が見られます。次事業年度の業績については本報告書提出日現在不明であり、営業活動を通じて情報収集に努めておりますが、案件の減少が予測され、当社の業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。顧客との条件交渉等を通じてテレワーク体制での案件を受注し、また継続することで、状況に応じた勤務形態により社員の新型感染症への感染を避けつつ安全に配慮した業務の体制整備が重要と考えております。

(2) 受注、システム開発上のリスクについて

システムの受託開発業務においては、受注時に想定した以上に工数が高む場合や、成果物に瑕疵があること等により追加工数が発生した場合、受注した案件が不採算となり当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、成果物の検収後におきましても、当社又は当社の外注委託先の責任に帰する重大なシステム障害が発生した場合には、当社の信用が損なわれ、補償問題が発生するなど、その後の事業展開、業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。受託開発案件を手掛けるには、プロジェクト原価の算定に習熟した経験者を揃える必要があり、社内研修等を通じて知識の習得に努めておりますが、開発現場での経験が何より重要であり、当面の間、実践での経験を積ませることに重点を置いております。当事業年度において受託開発業務は行っており、また、次事業年度においても受託開発業務を行う予定は無く、当面の間当該リスクが発生する可能性はありません。

(3) 特定の主要取引先への依存リスクについて

当社では、新規顧客の開拓やその受注拡大を目指し、特定の主要取引先への依存度の低減に努めておりますが、現在の主要取引先との取引関係及び受注条件に著しい変更が生じた場合には、当社の経営内容及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

営業活動の基本方針は、顧客の選択と集中であり、第二、第三の柱となる主要顧客の開拓を常時行っており、契約単価のより高い契約先への移行を実施することで大口の顧客を補完する顧客を可能な限り獲得しました。今後もこの方針を継続し、過度な依存を減らすことでリスクの低減を図ります。

(4) 稼働工数の十分な確保ができないリスクについて

当社の事業形態であるソフトウェアの開発業務に係るエンジニアとしての人員を確保するためには、新人の採用から教育・養成、中途人員の採用、外注業者の獲得等が考えられます。IT業界の活況時においては、開発現場での作業量が増加することにより工数・人員が逼迫し、個々人の負担を減らす意味でも追加の人員投入が必要となります。しかし、人手不足により人件費が高騰し、社員給与、外注業者との契約額等にその影響が及び、事業計画による売上を達成するため当初予定していた稼働工数の確保が困難となり、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社社員の給与水準については、評価制度の見直しによる増額を行い、資格取得を奨励し、社内研修の実施等と共に各社員の技術力の向上を図り、契約単価を引き上げることを図っております。外注業者との契約額についても、会

社の利益を損なわない範囲で可能な限り増額に応じております。また、複数人員でのチーム化が可能な体制での案件獲得等により、付加価値のある契約金額を目標とする営業活動を行い、一人当たりの単価を上げる交渉を行っております。これらの施策により社員の流動化を最小限に留め、また外注業者の新たな獲得等により稼働工数の維持に努めております。

(5) 経営幹部層の後継者不在リスクについて

現在の取締役会等の執行体制から有能な人材を登用した新たな執行体制への移行を考慮し、後継人材を選定するに当たり、ふさわしい候補が存在しない場合には経営層の人材不足により社長以下、将来の取締役候補が不在となり執行体制に影響が及び、当社の意思決定、経営判断等が著しく悪化することが想定され、当社の事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。後継者の育成については、本事業年度より幹部社員候補を選定し、幹部社員研修を定期的に開始しました。幹部社員であることの意識付けや幹部社員が心得るべき義務と責任について候補者に理解させ、日常の業務内容に部下の指導と評価を導入し、指導者としての幹部社員の評価制度の見直しに着手しております。人材の登用については、本社・支店の区別なく、本人の了解を得た上で支店勤務から本社勤務への異動を実施し、幹部候補生として養成を行っております。

(6) 情報セキュリティリスクについて

企業活動においてコンピュータネットワークや情報システムの果たす役割が高まっており、ソフトウェア、ハードウェアの不具合やコンピュータウイルスの侵入によって情報システムへの障害や情報漏洩等のリスクが高まります。また、ソフトウェア業である当社は、業務の特性上、取引先の機密情報を取り扱うことがあります。当社においては、ISO27001(ISMS)の認証を取得し、危機の管理・保全、情報セキュリティの高度化、運用ルールの設定や従業員教育のシステムを確立し、情報セキュリティの保全に万全を期しております。

特定個人情報の管理については、特定個人情報管理規程を設け、より厳密な安全管理措置を講じておりますが、万一、当社又は当社の外注委託先の責任に起因するネットワークシステムや情報システム機能の低下や停止、または情報漏洩事故等が発生した場合には、当社の信用が損なわれ、その後の事業展開、業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。全社員を対象に年2回の情報セキュリティ研修の受講を義務付け、各社員の意識向上に努めております。また、実際に情報セキュリティ事故が発生した場合における連絡体制は、自然災害等の発生に対応する災害対策マニュアルで定める緊急連絡網を活用しております。

(7) コンプライアンスに関するリスクについて

当社は、事業の運営に当たって、労働者派遣法、職業安定法、下請代金支払遅延等防止法、労働基準法等の関係諸法令の規制を受けております。これらの法令等に違反した場合には、法令による処罰、訴訟の提起等が予想され、社会的な制裁を受けることにより顧客の信頼を失墜し、契約の継続に影響を及ぼす可能性があります。

全社員を対象に年2回のコンプライアンス研修の受講を義務付け、各社員の意識向上に努めております。研修の内容もハラスメントやインサイダー情報等、時事問題を多く取り上げ、社会的影響度の高い事案を扱うことで、受講する社員への意識付けを強くする工夫を行っております。

(8) 自然災害等のリスクについて

地震、台風・豪雨、火山噴火等の自然災害や、事故・テロ等の予測不可能な事由により、本社及び支店や取引先が壊滅的な損害を受ける可能性があります。そのような場合、売上高が低下し当社のその後の事業展開、業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害の発生時に備えて災害対策マニュアルを策定し、避難場所の設定や緊急連絡網の整備・確認等を通じて実際の発生に対応可能な体制を構築しております。

また、定期的な避難訓練や防災設備の点検を実施し、有事における対処能力を高めるとともに一時的な避難場所として事業所内に留まることを想定し、食料や医薬品の備蓄を進めております。

(9) 新型コロナウイルス等疾病感染拡大のリスクについて

新型コロナウイルスの感染拡大により、当社の管理体制、営業体制の感染症等に対する基本的な体制の在り方について、従来の認識及び対応はほとんど具体策がない状態でありました。新型コロナウイルスの感染拡大による急速な社会状況の変動による経済状況の悪化により、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

今般、この急激な社会状況の変化に対応し、当社も社員の安全を第一と考え、政府や自治体の要請に基づき、可能

な限り以下の施策を実行しております。

会社への出勤を取りやめ、テレワーク体制を整備し実施

必要に応じ出勤する場合、オフィスでの過密状態を避け四段階の時差出勤を実施

ITツールの活用によるウェブ会議、リモート面接による採用活動等を実施

顧客との交渉により、可能な案件は顧客事業所、工場での作業をテレワークに移行

今後もこのような状況が継続することを前提とし、テレワーク勤務や時差出勤等を継続し、ITツールを駆使したより安全で無駄の無い業務形態を確立してまいります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の概要

財政状態及び経営成績の状況

当社の事業分野である情報サービス市場における当期の概況につきましては、IT関連人材の旺盛な需要が継続し、慢性的な人手不足と働き方改革を背景とした企業の生産性向上のための合理化・省力化に向けた投資需要は活発でありました。今春から5G通信システムの整備による各種サービスが始まり、これに付随した新たな投資需要が増加していくと思われます。

このような事業環境下、当社は投資需要の拡大に伴う人件費の高騰により人材確保が厳しい状態が続き、予定していた案件の獲得は不調に終わりましたが、社員の配置転換を行うなど、より高単価な案件へとシフトし、得意分野である組込み領域における車載系開発等、通信領域におけるクラウド関連開発等において業績拡大を図るとともに、公共・自治体向け開発案件等にも積極的に参入し、事業拡大を図ってまいりました。なお、当期末における新型コロナウイルスの感染拡大に伴う当社業績への影響はありません。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,973,010千円となり、前期比197,062千円（6.2%）の減収となりました。営業利益は243,796千円となり前期比105,301千円（76.0%）の増益、経常利益は248,754千円となり前期比103,263千円（71.0%）の増益、当期純利益は特別利益に投資有価証券売却益3,431千円を計上した結果、237,802千円と前期比308,454千円（56.5%）の減益となりました。

当事業年度末の資産の部は1,821,817千円であり、前事業年度末の2,191,116千円に比べ、369,299千円減少しています。主な内訳はそれぞれ現金及び預金284,148千円、投資有価証券78,598千円、並びに売掛金56,574千円の減少であります。

当事業年度末の負債の部は1,171,931千円であり、前事業年度末の1,179,957千円に比べ、8,026千円減少しています。主な内訳は、それぞれ未払費用18,598千円及び預り金11,402千円の減少、並びに退職給付引当金14,838千円の増加であります。

当事業年度末の純資産の部は649,886千円であり、前事業年度末の1,011,158千円に比べ、361,272千円減少しています。主な内訳は、当期純利益237,802千円の計上及び自己株式577,500千円の消却による減少、並びにその他有価証券評価差額金21,276千円の減少であります。

また、当社はシステム開発並びにこれらの付随業務を事業内容とする単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物は980,227千円となり、前事業年度より284,148千円減少しました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

主な増加要因は、税引前当期純利益が252,185千円（前事業年度は546,075千円）あったことに加え、売上債権の増減額が56,574千円の減少（前事業年度は76,264千円の減少）となったこと、未払消費税等の増減額が17,483千円の増加（前事業年度は6,017千円の減少）となったこと及び退職給付引当金の増減額が14,838千円の増加（前事業年度は74,199千円の増加）となったことが挙げられます。

一方、主な減少要因は、仕入債務の増減額が8,367千円の減少（前事業年度は41,932千円の減少）となったことに加え、賞与引当金の増減額が4,963千円の減少（前事業年度は22,104千円の増加）となったこと並びに受取利息及び受取配当金が4,821千円（前事業年度は5,106千円）となったことが挙げられます。

この結果、当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは前事業年度より44,238千円増加し、297,888千円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資有価証券の取得による支出は1,256千円となり、前事業年度より30,079千円減少しました。一方、投資有価証券の売却収入については431千円でしたが、大部分の銘柄が銀行の信託財産口として未精算であり手許資金化されておらず、前事業年度より35,746千円減少しました。また、支店の閉鎖に関わる敷金及び保証金の回収による収入が1,682千円あり、前事業年度より1,495千円増加しましたが、支店の移転に関わる新たな敷金及び保証金の差入による支出が5,095千円あり、前事業年度より4,135千円増加しました。

この結果、当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは前事業年度より5,979千円減少し、4,237千円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

過年度より継続するA種優先株式の取得・消却を主な活動として行いました。当事業年度においても売上債権の回収を主な原資とし55万株の取得・消却を行った結果、自己株式の取得による支出は577,799千円となり、前事業年度より346,495千円増加しました。

この結果、当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは前事業年度より346,496千円減少し、577,799千円となりました。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	生産高(千円)	前期比(%)
システム事業	2,972,813	6.2
計	2,972,813	6.2

- (注) 1 金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。
2 当社は単一セグメントであります。

b. 受注実績

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			
	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高 (千円)	前期比(%)
システム事業	3,309,949	0.3	352,867	7.4
計	3,309,949	0.3	352,867	7.4

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 当社は単一セグメントであります。

c. 販売実績

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	販売高(千円)	前期比(%)
システム事業	2,973,010	6.2
計	2,973,010	6.2

- (注) 1 当社は単一セグメントであります。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
NECソリューションイノベータ(株)	605,796	19.1	544,599	18.3
東京コンピュータサービス(株)	426,055	13.4	350,393	11.8

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたり、当社は財務諸表に記載されている資産・負債の額及び偶発債務の開示、並びに収益・費用の額などに影響を与える可能性のある見積り及び前提条件を使用しており、この財務諸表の作成のための重要な会計基準等は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項 財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

当社はたな卸資産の評価、繰延税金資産、貸倒引当金及び投資の減損、並びに賞与引当及び退職給付に係る会計処理の方法の重要な会計方針に関して、見積りや仮定を必要としています。ただし、これらの見積りや仮定は、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果とは異なる場合があります。

上記の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(イ) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。課税所得は、経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報と整合的に修正し見積っております。当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、次事業年度の業績予想に不透明感が増加している影響を鑑み、顧客からの年間受注額を減額するに当たり、当該見積り時点で入手可能な情報に基づき、一定の仮定(新型コロナウイルスの感染収束までの期間(少なくとも1年間)や減収率)を置き、スケジュールリングを行っております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度は改定後の4カ年の中期経営計画を実行する初年度となりましたが、当初計画の数値目標を達成することが困難な状況となっております。達成困難な理由は、IT分野での投資需要の拡大に伴う人件費の高騰により人材確保が厳しい状態が続き、予定していた案件の獲得は不調に終わり、期初の目標数値を達成するに十分な案件を受注できなかったことによります。これにより、売上高は2,973,010千円となり、前期比197,062千円(6.2%)の減収となりました。昨年度で整理統合した6分野の各事業領域において、より安定的で高単価であり、かつ拡大が見込める顧客の選別や商流の見直しを行った結果、売上総利益率が22.7%と前期比で4.5%の改善

が見られました。また、業務効率の向上による販売管理費等7,877千円の固定費削減を行った結果、営業利益は243,796千円となり前期比105,301千円(76.0%)の増益となり、営業利益率も8.2%と前期比で3.8%の改善が見られました。利益率を増加させるには平均単価を上げることが重要であり、体系的な研修制度の導入と整備により技術レベルの向上を図るとともに顧客の選択と集中を行い、上記6分野でのより高単価な案件へと契約を移行することを継続してまいります。さらに新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当社の従来からの取り組み方による事業展開だけでは今後の急激な変化に対応することは不十分と考え、新たな勤務体系や業務効率等を考慮し、固定費削減等も引き続き取り組んでまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 資本業務提携契約

当社は2004年3月9日に東京コンピュータサービス株式会社(現 TCSホールディングス株式会社)、そのグループ会社である北部通信工業株式会社及びシグマトロン株式会社との間で、資本業務提携契約を締結しております。

資本提携

2004年3月25日付けにて当社が実施した第三者割当増資の引き受けについて合意したものであります。

業務提携

ビジネスチャンスの拡大を目的とし、それぞれの企業の有する経営資源を相互に有効活用することにより、両社の事業基盤強化と拡大を図るべく努力することについて合意したものであります。

5 【研究開発活動】

当事業年度において、当社は研究開発活動を行っておりません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,566,900
A種優先株式	1,600,000
計	18,166,900

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,941,740	2,941,740	(株)東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数 100株
A種優先株式	830,000	830,000	—	(注)2、3、4、5、6
計	3,771,740	3,771,740	—	—

(注)1 提出日現在発行数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 当該A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3 当社は、2019年7月24日開催の取締役会において、当社定款第8条第1項に基づき、A種優先株式を一部取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条に基づき当該株式の消却を行うことを決議し、2019年7月31日に550,000株を取得し、同日付で全て消却いたしました。これにより、発行済株式総数は3,771,740株となっております。

4 当該A種優先株式の特質

(1) 割当株式数が変更される旨

当該A種優先株式は、当社普通株式の株価の下落により取得価額が修正され、取得請求権の行使により取得と引換えに発行する普通株式の数が増加いたします。

(2) 割当株式数又は取得価額修正の基準及び修正の頻度

当該A種優先株式の取得請求期間は2011年3月1日以降とし、取得価額は2012年3月1日以降、毎年3月1日(以下、それぞれ「取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正されるものであります。

(3) 取得価額修正の下限及び取得発行により発行すべき普通株式数の上限

取得価額修正の下限は25円であり、取得発行により発行すべき普通株式数の上限は64,000,000株(株式併合前)であります。

(4) 当社の決定による当該A種優先株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無

当社は、2009年3月1日以降、いつでも当該A種優先株式の全部または一部を次に定める金銭と引換えに取得することができます。

取得と引換えに株主に交付する財産の内容

株式を取得するのと引換えに交付する財産は金銭とし、当該A種優先株式1株につき交付する金銭の額は発行価額に1.05を乗じた価額といたします。

5 A種優先株式の内容は以下のとおりであります。(株式併合前)

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 種類株式の名称 | 株式会社アイレックスA種優先株式 |
| (2) 発行株式数 | 16,000,000株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき 金100円 |
| (4) 発行価額の総額 | 1,600,000,000円 |
| (5) 発行価額中の資本組入額 | 1株につき 金50円 |
| (6) 資本組入額の総額 | 800,000,000円 |
| (7) 申込期日 | 2006年2月27日 |
| (8) 払込期日 | 2006年2月28日 |

- (9) 配当起算日 2005年4月1日
- (10) 発行方法 第三者割当の方法により、引受人に割り当てる。
- (11) 継続保有に関する事項 該当なし
- (12) 剰余金の配当
- (イ) A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき2円を上限として優先的に配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。
- (ロ) 中間配当は行わない。
- (ハ) ある事業年度における優先配当金の不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (ニ) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。
- (13) 残余財産の分配
- 当社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき100円を支払う。
- A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
- (14) 2018年6月21日開催の定時株主総会及び普通株式にかかる種類株主総会並びにA種優先株式にかかる種類株主総会において、株式併合の効力発生日(2018年10月1日)をもって、A種優先株式1株につき支払われる優先配当金を20円、残余財産の分配額を1,000円とする旨の定款変更が承認可決されております。
- (15) 取得条項
- 当社は、2009年3月1日以降、いつでもA種優先株式の全部または一部を次に定める金銭と引換えに取得することができる。
- 取得と引換えに株主に交付する財産の内容
- 株式を取得するのと引換えに交付する財産は金銭とし、当該A種優先株式1株につき交付する金銭の額は発行価額に1.05を乗じた価額とする。
- (16) 金銭を対価とする取得請求
- A種優先株主またはA種優先登録株式質権者は、直近事業年度の貸借対照表確定時の法令で定める「分配可能額」から、2億円を控除した額を上限として、A種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。
- 取得と引換えに株主に交付する財産の内容
- 取得の請求があったA種優先株式を取得するのと引換えに交付する財産は金銭とし、A種優先株式1株につき金100円を交付する。ただし、分配可能額は直近事業年度の貸借対照表確定時に剰余金の分配をした場合は、当該分配額を分配可能額から控除した金額とする。
- 取得請求が可能な期間
- 2009年3月1日以降とする。
- (17) 2018年6月21日開催の定時株主総会及び普通株式にかかる種類株主総会並びにA種優先株式にかかる種類株主総会において、株式併合の効力発生日(2018年10月1日)をもって、取得請求があったA種優先株式1株の取得と引換えに交付する金銭の額は、A種優先株式1株につき金1,000円とする旨の定款変更が承認可決されております。
- (18) 議決権
- A種優先株主またはA種優先登録株式質権者は、法令に別段の定めある場合を除き、A種優先株式について株主総会で議決権を有しない。
- (19) 新株引受権株式等の付与
- 当社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を同時に同一割合で与える。
- (20) 普通株式を対価とする取得請求
- A種優先株主は、その判断により、上記(16)に代えて下記に定める条件に従い、下記に定める期間内に取得を請求することにより、1株につき、下記から定める取得価額により、当社普通株式の交付と引換えにA種優先株式を取得するよう請求することができる。
- 取得請求が可能な期間
- 2011年3月1日以降とする。
- A種優先株式と引換えに発行すべき普通株式数
- A種優先株式の取得により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。
- $$\text{取得発行により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の発行価額総額}}{\text{取得価額}}$$
- 発行株式数の算出に当たり1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 当初取得価額
- 当初取得価額は50円とする。

取得価額の修正

取得価額は、2012年3月1日以降、毎年3月1日(以下、それぞれ「取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正される(修正後取得価額は円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から取得価額修正日の前日までの日に、下記で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額の50%(以下「下限取得価額」という。ただし、下限取得価額は、下記により取得価額が調整された場合は調整後取得価額を調整前取得価額で除した比率(以下「調整比率」という。)に応じて調整される。下限取得価額は、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また修正後取得価額が当初取得価額の150%(以下「上限取得価額」という。ただし、上限取得価額は、下記により取得価額が調整された場合は調整比率に応じて調整される。上限取得価額は、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。)を上回る場合には上限取得価額をもって修正後取得価額とする。

取得価額の調整

当社は、A種優先株式発行後、本号に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

取得価額調整式によりA種優先株式の取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ)本号(ロ)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合

調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ロ)株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の取得価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに取得請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \text{調整前取得価額をもって取得により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ハ)本号(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に取得請求される証券もしくは取得できる証券又は新株予約権の行使によって発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の取得価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。

- (イ)取得価額調整式の計算については、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。

- (ロ)取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日(ただし、本号(ロ)ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。

- (ハ)取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

当社は、本号の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。

- (イ)株式の併合、資本の減少、吸収分割、新設分割または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求書及びＡ種優先株式の株券が、上記に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、Ａ種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出は要しない。

- (21) 取得請求後第１回目の普通株式への配当

Ａ種優先株式と引換えに発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得の請求が４月１日から９月30日までになされたときには４月１日に、１０月１日から翌年３月31日までになされたときは１０月１日に、それぞれ取得があったものとしてこれを支払う。

- (22) 当社は、会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。

- (23) 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

- (24) 単元株式数は100株であります。

6 Ａ種優先株式に係る欄外記載事項

- (1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第９項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当事項はありません。

- (2) Ａ種優先株式に表示された権利の行使に関する事項についての当該Ａ種優先株式の所有者と当社との間の取決めの内容

Ａ種優先株式について、当該Ａ種優先株式に付された各種権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めはありません。

- (3) 当社の株券の売買に関する事項についての、当該Ａ種優先株式の所有者と当社との間の取決めの内容

当該Ａ種優先株式の所有者は、当該Ａ種優先株式の発行日である2006年２月28日から５年間に於いて、当該Ａ種優先株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、当社に書面により報告する旨の確約を得ております。

また、当該Ａ種優先株式については、所有者が普通株式を取得請求するまでの期間において継続保有すること及び所有者が発行済株式総数の５％以上の当社株式を市場または証券会社以外に売却する場合、当社に対して事前通知を行なうこと、並びにその場合において、当社が同条件以上の買取先を斡旋する場合は、所有者は当社が指定する買取先に売却する旨の内諾を得ております。

- (4) 当社の株券の貸借に関する事項についての、当該Ａ種優先株式の所有者と当社の特別利害関係者との間の取決めの内容

当社の知る限り、当該取決めはありません。

- (5) その他投資者の保護を図るため必要な事項

当該Ａ種優先株式の所有者との間で、当該Ａ種優先株式の内容を実質的に変更するような条件等の合意は特にありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

A種優先株式

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年10月1日 (注) 1	40,875,660	4,541,740	—	80,000	—	20,000
2018年10月30日 (注) 2	220,000	4,321,740	—	80,000	—	20,000
2019年7月31日 (注) 3	550,000	3,771,740	—	80,000	—	20,000

(注) 1 2018年10月1日をもって10株を1株に株式併合し、これに伴い発行済株式総数が40,875,660株減少しております。

2 当社は、2018年8月29日開催の取締役会において、当社定款第8条第1項に基づき、A種優先株式を一部取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条に基づき当該株式の消却を行うことを決議し、2018年10月31日に220,000株を取得し、同日付で全て消却いたしました。

3 当社は、2019年7月24日開催の取締役会において、当社定款第8条第1項に基づき、A種優先株式を一部取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条に基づき当該株式の消却を行うことを決議し、2019年7月31日に550,000株を取得し、同日付で全て消却いたしました。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2020年3月31日現在

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	24	37	13	1	1,660	1,736	—
所有株式数 (単元)	—	18	299	21,343	192	1	7,547	29,400	1,740
所有株式数 の割合(%)	—	0.06	1.02	72.55	0.66	0.00	25.71	100.00	—

(注) 1 上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

2 自己株式1,098株は「個人その他」に1,000株、「単元未満株式の状況」に98株が含まれております。

A種優先株式

2020年3月31日現在

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	8,300	—	—	—	8,300	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	2020年3月31日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
TCSホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号	1,670	56.79
北部通信工業株式会社	福島県福島市伏拝字沖27-1	221	7.54
シグマトロン株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号	134	4.57
三木敬也	北海道函館市	85	2.89
アイレックス役員持株会	東京都世田谷区池尻三丁目1番3号	42	1.46
エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社	東京都豊島区目白二丁目16番20号	22	0.75
日本コンベヤ株式会社	東京都千代田区鍛冶町一丁目7番7号	20	0.68
コムシス株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目28番8号	15	0.52
アイレックス社員持株会	東京都世田谷区池尻三丁目1番3号	13	0.46
高園道生	福岡県糸島市	12	0.43
計	—	2,237	76.08

(注) コムシス株式会社は、2020年4月に横浜市西区に移転しております。

A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	2020年3月31日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
TCSホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号	8,300	100.00
計	—	8,300	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 830,000	—	「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,000	—	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,939,000	29,390	同上
単元未満株式	普通株式 1,740	—	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
発行済株式総数	3,771,740	—	—
総株主の議決権	—	29,390	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権の数1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には自己保有株式98株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイレックス	東京都世田谷区池尻 三丁目1番3号	1,000	—	1,000	0.03
計	—	1,000	—	1,000	0.03

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号によるA種優先株式の取得
会社法第155条第7号の規定に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第1号の規定に基づくA種優先株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年7月24日)での決議状況 (取得日 2019年7月31日)	550,000	577,500,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	550,000	577,500,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号の規定に基づく普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	100	299,296
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	550,000	577,500,000	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	1,098	—	1,098	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、配当優先株式であるA種優先株式を発行しております。新事業年度以降の利益配分及び内部留保の充当方針として、A種優先株式の取得と消却を優先し、剰余金と取得資金の確保に努め、早期の復配を実現する予定であります。当事業年度におきましては、誠に遺憾ではありますが、期末配当につきましては昨年度に引き続き見送らせていただきました。なお、当社は、株主総会の決議により、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことに加え、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、コンプライアンスを経営の中心に置き、経営の透明性を確保し、情報化社会の変化及び経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を整えることが経営の最重要課題と認識しております。また、事業環境に適合した経営を行っていくために、継続的な改善を図ると共に、健全で透明性の高い経営を実践する企業として、社会の信頼と責任に改めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

当社の取締役会は、監査等委員を除く取締役6名、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成されており、社外取締役2名のうち1名を独立役員に選任しております。取締役会は毎月開催され、法定の決議事項の他、組織・業務等、経営全般に関する審議内容を公正性、透明性を保ちつつ迅速に審議しております。その内容については、監査等委員である取締役が妥当性、適法性を監督しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、常勤の取締役である小林和弘が委員会委員長となり、他2名の社外取締役である福田純一、鴨居和之と共に運営しております（本報告書提出日現在）。監査等委員会は毎月開催され、取締役の業務執行の監査等について議論をしております。監査等委員である取締役は、取締役会等の会議に出席し、必要に応じて意見表明を行う他、独立した立場で取締役の業務執行を監督し、職務の適法性及び妥当性の観点から監査を行っております。

監査等委員会制度を採用する理由は、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を行使することにより、監督権者の意見を反映させ、取締役会の監督機能の強化を図ります。また、過半数を占める社外取締役が意

見表明をすることにより、外部からの客観的な概念や情報を取締役会決議に反映させることを意図しております。また、内部統制システムの充実を図るため、常勤の監査等委員である取締役は、内部監査室による内部統制監査による活動を通じて定期的に内部監査部門との会合の機会を設け、その内容について適宜報告を受け、また必要に応じて自ら調査を行っております。その報告は監査等委員会に報告し、その内容について適宜審議しております。加えて、迅速且つ的確に経営状態や業務執行状況を把握し、懸案事項が発生した場合には、早期解決等を行うため、業務を執行する担当取締役、常勤の監査等委員である取締役、管理役職者からなる「経営会議」及び「営業会議」を毎月定例で開催し、営業や財務を含めた所管業務の現況報告、業務執行における重要課題を審議しております。JASDAQ上場会社としての企業価値を高めるため、企業倫理の重要性と経営の透明性及び健全性が最も重要な課題であることを認識し、コーポレート・ガバナンスの一層の実効性を確保するとともに、すべてのステークホルダーに対して必要な情報開示を適宜行うことで、公正で透明性の高い経営を実践してまいります。

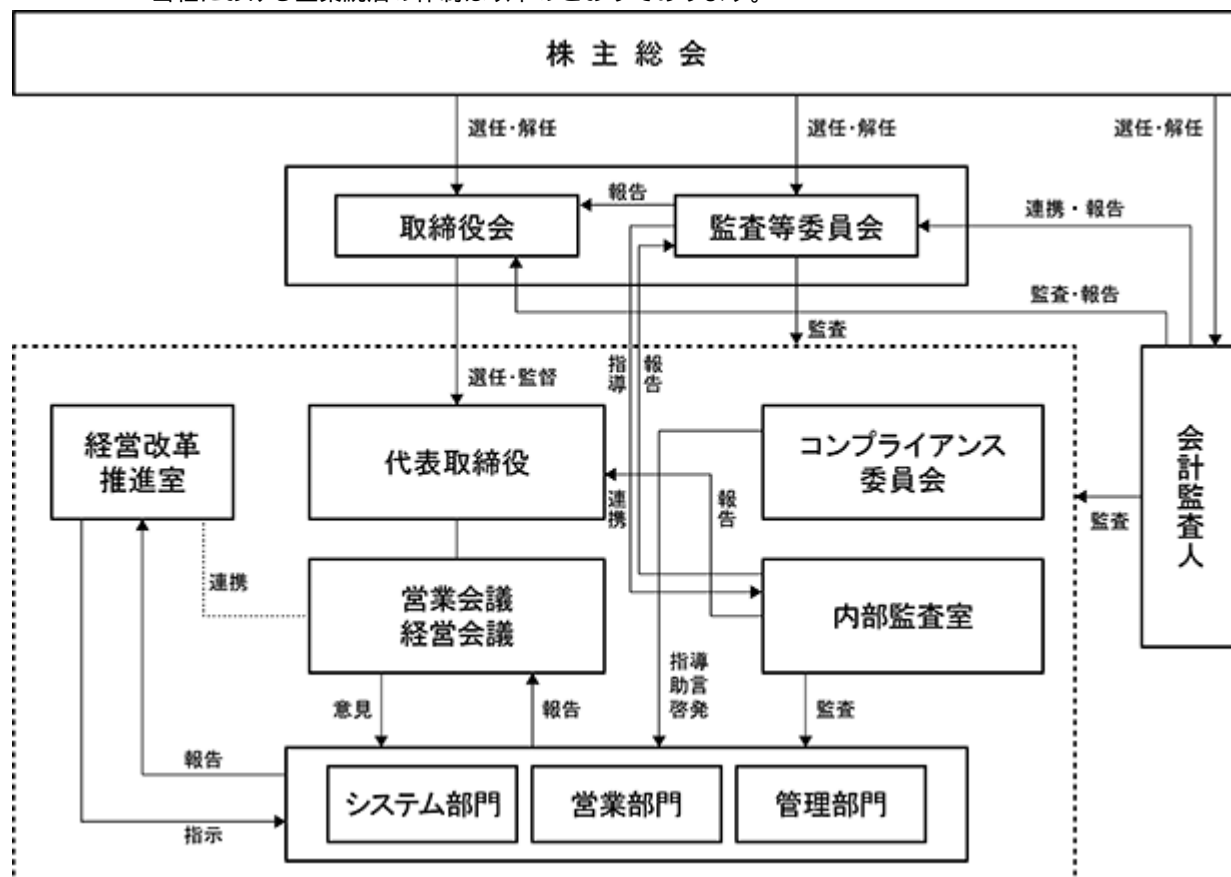
コンプライアンス委員会は、当社代表取締役 野川浩道を委員長とし、取締役会長 高橋譲治、取締役営業本部長 鈴木久茂、取締役業務管理部長 松家一貴、取締役監査等委員 小林和弘の5名で構成されており（本報告書提出日現在）、委員会を随時開催してコンプライアンス上の諸問題を討議し、審議内容を取締役会や監査等委員会に報告しております。コンプライアンス委員会は問題の処分権限を有し、委員会で決定した事項が当社のコンプライアンスに対する正式な意見や方針となります。

コンプライアンス委員会を設置する理由は、実際にコンプライアンス上の諸問題が発生した場合や発生が予想される場合等に対応して、会社が正式な処分等の決定を行う機関が必要であるため設置しております。

経営改革推進室は上記5名の取締役で構成され、経営に関する改善や方針変更の決定権を有し、必要に応じて不定期に開催し、月1回開催される経営会議等で審議される議題について組織や業務についての抜本的な改定を行うことが必要と判断される場合、年次の経営計画や中期経営計画等に沿って改革案を策定し、経営会議等に提案を諮ります。

経営改革推進室を設置する理由は、経営会議等において審議される議案の内容に関連して、会社の社会的立場、使命及び義務等を根本的に考察し、経営の改善を図る機関が必要であるため設置しております。

当社における企業統治の体制は以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムは、9項目からなる基本方針で構成されており、2018年7月25日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部を改定することを決議いたしました。これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が2015年5月1日に施行されたことを踏まえたもので、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、「アイレックス行動規範」に基づき、法令遵守を企業活動の前提とすることを基本とする。
 - (2) 当社は、「コンプライアンス委員会」「稟議制度」「内部監査」「法律顧問による助言」等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役会及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するとともに、社内研修等において、コンプライアンスの精神及びルールの徹底を図る。
 - (3) 当社自らが主体的に不正行為の早期発見と是正を図るため、「内部通報窓口」を設置する。
 - (4) 当社は、金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制に係る報告体制を整備するとともに、「財務報告における内部統制基本方針」を制定し、有効かつ効率的な運用及び評価を実施する。
 - (5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、警察等関連機関と連携して毅然と対応する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社は、「文書保存管理規程」等を制定し、会社の重要情報の適正保全等の観点から、法令に準拠した情報管理の基準と手続等を定め、職務執行に係る情報を文書等に記録し保存する。取締役及び監査等委員は、随時、これらの文書を閲覧できる。
 - (2) 当社は、情報セキュリティ体制を構築し、「ISO27001」の認証基準における要求事項に適合する当社の情報管理体制の整備・改善を推進する。

これらの施策を実行することにより、取締役及び使用人の職務執行の状況を記録した書類等の作成、保存及び管理の体制を確保する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社は、情報管理の不備による信用喪失等の危険を防止するための、前項の通り情報管理体制の整備を推進する。
- (2) 当社は、経理・財務関連のリスクについては、会計ルールの徹底に基づく管理を基本としつつ、経理の適正を確保する。
また、「経理規程」「原価管理規程」「予算管理規程」「与信管理規程」等を制定し、投融資先の業績及び財務状況等に関する定期的な評価を行なうなど、投融資リスクの最小化に努める。
- (3) 当社は、重大なリスク事案への不適切な対応による社会的信用の失墜及び企業価値の多大なる毀損を未然に防止すべく、「危機管理規程」を制定し、対象となるリスク事案及びリスク対応体制を明確化することにより、リスク事案発生時の迅速かつ適切な対応を強化する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定期的（原則月1回）又は必要に応じて臨時の取締役会を開催することにより、経営上の重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の状況の監督を行う。
- (2) 当社は、取締役会の意思決定を補佐するため、当社の取締役（社外取締役を除く）を中心に構成する「経営会議」を設置し、予算、中期計画、組織及び投融資案件等について事前審議を行い、その結果を踏まえ取締役会に議案の上程を行う。
- (3) 当社は、経営幹部が出席する「経営会議」を設置し、業績に係る報告・意見交換を行うことにより、随時、利益計画等の進捗状況を把握・管理する。
- (4) 当社は、取締役会決議により、職務の執行を行う役員の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」「職務権限規程」を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図る。

5. 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告するための体制その他の当社の監査等委員への報告に関する体制

- (1) 当社は、当社の監査等委員に対する報告に係る当社の取締役及び使用人の義務及び仕組み等について定めるため、「監査等委員会規程」を制定する。
- (2) 当社は、取締役会その他、その他重要会議体への監査等委員の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を取締役又は使用人により当社の監査等委員へ定期的に報告する。
- (3) 当社において、違法行為や多額の損失等の重大事態が発生した場合は、当該案件を担当する当社取締役又は使用人より速やかに当社の監査等委員に報告を行う。
- (4) 当社は、内部監査部門が実施した監査結果を定期的に当社の監査等委員に報告する。

6. 当社の監査等委員に報告を行ったものが当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員に対して報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行ってはならない旨を「内部通報規程」に定める。

7. 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、「監査等委員会規程」を制定し、監査等委員会の業務を補佐する使用人を設置しており、監査等委員の指揮命令により職務を遂行し、その人事、評価等については監査等委員の同意に基づき実施する。

8. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

監査等委員が、職務の執行について会社法第399条の2の規定に基づく費用の前払等の請求を当社に行った場合は、審議の上、当該請求に係る費用または債務が必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応えるものとする。

９．その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）代表取締役は、監査等委員と定期的に情報交換を行うものとし、当社の経営状況に関する情報の共有を図る。

（２）監査等委員より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合、当社の取締役及び使用人は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行う。

（ロ）リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、当社の様々なリスクを一元的に俯瞰するため、リスク管理規程を制定しており、リスクを洗い出し、リスクを予防し、またリスクが発生した場合は迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全する施策を講じております。

（ハ）責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

種類株式の発行

当社は、普通株式とは権利関係の異なる種類株式として、配当金及び残余財産の支払順位を定め、株主総会における議決権を有しないＡ種優先株式を発行しております。

なお、種類株式の内容につきましては、「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（１）株式の総数等 発行済株式」の記載をご参照ください。

取締役の定数について

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は12名以内とし、監査等委員である取締役は４名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件について

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

（イ）当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当等会社法第459条第１項に定める事項については、法令に特段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨定款に定めております。

（ロ）当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	野 川 浩 道	1968年2月23日生	1988年4月 2006年4月 2010年4月 2014年8月 2019年5月 2020年1月 2020年6月	山形日本電気(株)入社 NECマイクロシステム(株)転籍 ルネサスマイクロシステム(株)転籍 当社入社 東日本事業部仙台支店長 当社営業本部大阪支店長 及び京都支店長 当社執行役員 当社代表取締役社長(現任)	(注)4	—
取締役会長	高 橋 譲 治	1959年8月24日生	1985年4月 1998年4月 2010年6月 2011年6月 2012年6月 2013年6月 2014年6月 2014年11月 2014年12月 2015年6月 2016年6月 2017年6月 2018年6月 2020年6月	(株)日本レーベン入社 同社管理本部長 ハイテックシステム(株)入社 サイクロンシステムズ(株)取締役 オープンシステムテクノロジー(株) 取締役 ハイテックシステム(株)取締役 管理本部長兼営業本部長 オープンシステムテクノロジー(株) 常務取締役 当社顧問 当社執行役員 当社代表取締役社長兼営業本部長 オープンシステムテクノロジー(株) 取締役 TCSホールディングス(株)取締役 (現任) アイレックスシステム(株) 代表取締役社長 (株)アイレックスインダストリアル ソリューションズ代表取締役社長 コンピュータロン(株) 代表取締役社長(現任) 当社取締役会長(現任)	(注)4	—
取締役 営業副本部長	鈴 木 久 茂	1962年12月13日生	1986年4月 2016年5月 2017年3月 2018年6月 2018年7月 2018年10月 2019年5月 2019年6月 2020年6月	日本電気(株)入社 コンピュータ・ハイテック(株)入社 東京コンピュータサービス(株)入社 (株)セコニック入社 当社入社 当社営業部部長 当社東日本事業部長 当社営業副本部長 当社取締役 当社取締役営業本部長(現任)	(注)4	—
取締役 業務管理長	松 家 一 貴	1961年9月6日生	1985年4月 1988年4月 1996年6月 2007年4月 2014年11月 2015年5月 2016年6月 2017年6月 2018年4月	宝酒造(株)入社 (株)パソナ入社 ソフトバンク(株)入社 スリープグループ(株)入社 (株)アイレックスインダストリアル ソリューションズ入社 同社取締役 同社取締役営業本部長 兼本社システム部長兼厚木支店長 当社取締役(現任) 当社東日本事業部長 兼システム開発部長 アイレックスシステム(株) 取締役システム本部長 (株)アイレックスインダストリアル ソリューションズ取締役 当社業務管理部長(現任)	(注)4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	齊 藤 晴 亨	1966年 8 月20日生	1989年 4 月 2005年 4 月 2008年 4 月 2012年 4 月 2016年 4 月 2019年 4 月 2019年 7 月 2020年 6 月	コンピュータロン㈱入社 同社大宮支店拠点責任者 同社東京支店拠点責任者 同社営業本部営業第二部門長 同社太田支店支店長代理 同社事業統括本部営業推進部 部門長（現任） 当社営業部部長代理 当社取締役営業副本部長（現任）	(注) 4	—
取締役	高 山 正 大	1980年 7 月30日生	2007年 6 月 2008年 9 月 2011年 6 月 2015年 6 月 2016年 4 月 2018年 5 月 2018年 6 月 2019年 6 月	㈱テクノ・セブン取締役（現任） インターネットウェア㈱ 代表取締役社長（現任） 東京コンピュータサービス㈱ 取締役（現任） TCSホールディングス㈱ 取締役（現任） NCホールディングス㈱ 取締役（現任） ハイテクシステム㈱ 代表取締役社長（現任） アンドール㈱取締役（現任） 当社取締役（現任）	(注) 4	普通株式 9
取締役 (監査等委員)	小 林 和 弘	1961年10月30日生	1987年 4 月 1997年 5 月 2003年 5 月 2007年 9 月 2013年 6 月 2016年 1 月 2016年 6 月 2017年 4 月 2017年 6 月	山口会計事務所入所 ボディソニック㈱入社 ㈱エイシーエス入社 アイレックスシステム㈱入社 管理部課長 当社経理部 課長兼務 当社入社 経理部課長 アイレックスシステム㈱取締役 ハイテクシステム㈱監査役 当社経理部次長 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 5	—
取締役 (監査等委員)	福 田 純 一	1973年 2 月12日生	2006年10月 2007年 4 月 2009年 4 月 2013年 4 月 2018年10月 2018年11月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 弁理士登録（日本弁理士会） 村下法律特許事務所入所 （弁護士・弁理士） 第一東京弁護士会法教育委員会 委員 中央大学法学部兼任講師（現任） 第一東京弁護士会国際業務委員会 委員 第一東京弁護士会人権擁護委員会 第7部会(国際人権)委員（現任） 筑波大学法科大学院非常勤講師 （現任） 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 6	—
取締役 (監査等委員)	鴨 居 和 之	1952年 3 月 6 日生	1974年 4 月 1999年 6 月 2009年 3 月 2012年 6 月 2015年 6 月 2016年 6 月 2018年 4 月 2019年 6 月	松下電器産業㈱ （現パナソニック㈱）入社 台湾松下電器㈱常務董事 松下電器産業㈱本社監査グループ 理事グループマネージャー 三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス㈱副社長 MUTOHホールディングス㈱取締役 （監査等委員） 同社取締役（現任） 武藤工業㈱常務取締役（現任） 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 5	—
計						普通株式 9

(注) 1 2015年 6 月23日開催の定時株主総会において定数の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

2 取締役（監査等委員） 福田純一は、社外取締役であります。

3 取締役（監査等委員） 鴨居和之は、社外取締役であります。

4 監査等委員以外の取締役の任期は、2021年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 監査等委員である取締役の任期は、2021年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 監査等委員である取締役の任期は、2022年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

7 当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員会の体制は、次のとおりであります。

委員長 小林和弘 委員 福田純一 委員 鴨居和之

なお、小林和弘は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会の活動の実効性を確保するためであります。

社外取締役との関係

(イ) 社外取締役の人数及び社外取締役の人的・資本的・取引その他の利害関係

当社の社外取締役は2名で、いずれも監査等委員であります（本報告書提出日現在）。社外取締役の福田純一は、弁護士であります。当社は、同氏を独立役員として、株式会社東京証券取引所に対して届出をしております。人的関係、取引関係その他特記すべき利害関係はありません。社外取締役の鴨居和之は、MUTOHホールディングス株式会社取締役（監査等委員）及び武藤工業株式会社の常務取締役であります。当社とこれらの会社に人的関係、取引関係その他特記すべき利害関係はありません。

(ロ) 社外取締役が当社の企業統治において果たすべき機能及び役割

社外取締役の福田純一は、知的財産等において弁護士として豊富な経験と深い見識を有しております。一方、社外取締役の鴨居和之は、上場会社での経営の専門的な知識と豊富な経験を有しております。両氏はいずれも監査等委員以外の取締役の業務執行について適法性と妥当性に関する監査・監督を行い、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(ハ) 社外取締役の独立性に関する考え方

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準（上場管理等に関するガイドラインに定める独立性基準）等を参考にするとともに、中立的・客観的な視点から職務を行うことにより経営の健全性を確保することを目的とし、その目的に適うようその独立性確保に留意し、豊富な知識、経験を有する者から選任することとしております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査等委員会が担当しており、その組織構成は常勤監査等委員1名と社外の非常勤監査等委員2名で構成されております。常勤監査等委員は上場会社における経理財務部門での経験が長く、相当程度の知見を有しております。社外の非常勤監査等委員2名のうち、1名は上場会社における経営部門での経験が長く、経営の専門的な知識と豊富な経験を有し、他1名は弁護士として法律に関する豊富な経験と深い見識を有しております。

当事業年度において、当社は監査等委員会を月1回、年12回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
小林 和弘	12	12
福田 純一	12	12
鴨居 和之	12	10 (2019年6月就任)

監査等委員会の平均開催時間は1時間程度であります。会議における審議の内容は、法定の決議事項、取締役会にて決議する事項、監査等委員会独自の協議事項、経営会議等で議題となった内容の報告事項、日本監査役協会で審議・決定した事項等の協議等であります。監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査基準を定め、期初に策定した監査方針及び監査計画に従い監査を実施しております。第78期の重点監査項目は、企業行動規範の遵守状況及び各種規則・規程の運用状況の監査、取締役会その他重要な会議における意思決定プロセスの適法性監査、労働法制の改正に伴う全社的なコンプライアンス体制の運用状況の監査であり、年間の活動を通してその妥当性、適法性を監査してまいりました。監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と連携し、監査報告会や連絡会等を通じて適時意見交換等を行い、監査情報及び問題点を共有することにより組織的かつ実効的な監査体制を構築し、監査・監督の実効性を高めることとしております。

常勤の監査等委員は、内部監査室が計画した業務の整備状況及び運用状況の評価に関して、必要に応じて本社・各支店への往査に同行し、点検作業の現場において確認や指導、意見表明を行っております。往査結果や進捗の状況については、監査等委員会で適時報告を行い、その内容について審議しております。

会計監査については、四半期レビュー・期末監査の現場立会い、状況のヒアリング等により、実際の監査業務を監督し、監査公認会計士等の監査の手法、業務品質等を評価しております。会計監査の状況についても同様に監査等委員会において報告し、その内容について審議しております。

常勤の監査等委員は、取締役会に出席するほか、経営会議等社内の各種会議へ出席し、取締役や幹部社員へのヒアリングを行って資料や情報を収集し、業務及び財産の状況を調査して、各取締役の業務執行状況を常時監視しております。非常勤の監査等委員は月1回開催される定時の監査等委員会に出席し、常勤監査等委員から監査活

動の報告を受け、審議内容について意見表明を行っております。また、常勤の監査等委員と同様に取締役会に出席し、審議内容について意見表明を行っております。内部監査部門や監査公認会計士と必要に応じて協議の場を設け、報告や意見交換を行っております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、専任者1名を配置し、必要に応じて他部門から内部監査担当者を8名程度選任して監査を実施しております。取締役会で決定した内部統制システムに関する基本方針に則り、内部監査室が立案し、社長が承認した年間計画に基づき、本社・支店各部門を往査して組織体制の整備状況及び業務の運用状況を評価しております。また、往査を通して業務プロセスの妥当性、適法性についても同様にチェックをしております。往査の内容については、報告書を作成して逐次代表取締役及び監査等委員会に提出され、取締役会に報告しております。往査により判明した不備等は改善策を策定して社長に直接提案することにより、経営に寄与することを目的とした活動しております。

また、内部監査室は、同様に金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についての整備状況及び運用状況の評価を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士

片岡 直彦

藤原 由佳

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定方針は特に定めておりませんが、監査等委員会が監査法人を選定する理由は、監査法人の一般的知名度、社会的信頼度、品質管理体制、業界における実績等を総合的に勘案して決定しております。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っている。この評価については、公益社団法人日本監査役協会が定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準拠しております。監査法人の業務品質、監査チーム体制、監査報酬の額、取締役及び監査等委員会とのコミュニケーションの度合、不正リスク等を評価の要素とし、これらを監査法人の年間の活動を通して評価してまいりました。その結果、EY新日本有限責任監査法人の活動状況と業務の内容を総合的に判断し、会計監査人の評価及び選定基準を満たしていると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	20,000	—	20,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、報酬額の多寡について社内検討した後、監査等委員会にその額の妥当性について同意を求め、その結果は取締役会において適時報告をしております。取締役会においては監査等委員会の判断結果に基づき決定をしております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査公認会計士等から提出される監査計画の内容、職務遂行状況、業務品質等を妥当性の判断をするための要素として審議し、それらを総合的に勘案して報酬額が妥当であるとの判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役の報酬等の額については、取締役と監査等委員である取締役を区別して、それぞれ株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定しております。

各取締役の報酬額については、各取締役の役位、業績及び貢献度などを総合的に勘案し、取締役会の決議によって決定の全部を代表取締役社長に一任しております。

また、監査等委員である各取締役の報酬等については、監査等委員会の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の総額種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	33,175	31,820	—	1,355	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	6,432	6,225	—	207	1
社外役員	1,704	1,650	—	54	2

- (注) 1 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2 期末現在の支給人員は、取締役3名、監査等委員である取締役(社外取締役を除く)1名であります。
3 当社は2015年6月23日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
4 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なものはありません。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、2019年3月27日開催の当社取締役会において「政策保有株式に関する基本方針」を策定いたしました。これに基づき、取引先等との長期的かつ安定的な関係を維持し、双方の企業価値向上に資すると総合的に判断される投資株式について保有することとし、次年度以降、毎事業年度ごとに保有目的、意義に沿って個別に保有を継続するか否か見直しを行い、その判断の経過と結果を取締役に報告しております。

ｂ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式以外の株式	9	116,732

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	1	1,256	取引関係の維持、強化を目的として、取引先持株会を通じて取得。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ｃ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
日本電気(株)	11,326	11,036	(保有目的)取引関係の維持、強化 (定量的な保有効果)(注1) (株式数の増加理由)持株会を通じた取得	無
	44,684	41,332		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	73,510	73,510	(保有目的)取引関係の維持、強化 (定量的な保有効果)(注1)	無
	29,624	40,430		
明治機械(株)	55,300	55,300	(保有目的)取引関係の維持、強化 (定量的な保有効果)(注1)	有
	10,396	16,202		
NCホールディングス(株)	15,500	15,500	(保有目的)取引関係の維持、強化 (定量的な保有効果)(注1)	無 (注2)
	9,269	7,936		
(株)テクノ・セブン	7,100	7,100	(保有目的)取引関係の維持、強化 (定量的な保有効果)(注1)	有
	8,591	11,800		
(株)みずほ フィナンシャル グループ	50,100	50,100	(保有目的)取引関係の維持、強化 (定量的な保有効果)(注1)	無
	6,192	8,582		
MUTOHホールディングス(株)	4,200	4,200	(保有目的)取引関係の維持、強化 (定量的な保有効果)(注1)	有
	5,955	7,921		
(株)セコニック ホールディングス	1,400	1,400	(保有目的)取引関係の維持、強化 (定量的な保有効果)(注1)	有
	1,121	1,498		
アンドール(株)	1,800	1,800	(保有目的)取引関係の維持、強化 (定量的な保有効果)(注1)	有
	898	876		

(注)1 定量的な保有効果の記載は困難であります。当社では「政策保有株式に関する基本方針」を策定し、取引先並びに関係先との長期的かつ安定的な関係を維持し、双方の企業価値向上に資すると総合的に判断される場合において保有することとしており、事業年度ごとに保有目的、意義に沿って見直しを行い、その判断の経過と結果を取締役会で報告することにより保有の合理性を検証することとしております。

2 NCホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同グループ連結子会社の日本コンベヤ(株)は当社株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式以外の株式	4	19,927	10	78,678

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式以外の株式	1,160	3,431	7,569

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、

(1) 会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、会計基準の改訂等に関する情報の収集に努めております。

(2) 監査法人等が主催する研修等に積極的に参加し、ディスクロージャーに係る要員のスキルの向上に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当事業年度 (2020年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,264,376	980,227
売掛金	416,478	359,903
仕掛品	652	455
前払費用	2,673	6,465
預け金	89,828	89,828
その他	3,979	59,865
流動資産合計	1,777,988	1,496,745
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1 13,672	1 12,560
構築物（純額）	1 2	1 0
工具、器具及び備品（純額）	1 360	1 219
土地	64,185	64,185
有形固定資産合計	78,221	76,965
無形固定資産		
電話加入権	904	904
無形固定資産合計	904	904
投資その他の資産		
投資有価証券	215,257	136,659
関係会社株式	0	-
繰延税金資産	104,166	92,895
その他	16,496	19,565
貸倒引当金	1,919	1,919
投資その他の資産合計	334,002	247,201
固定資産合計	413,128	325,071
資産合計	2,191,116	1,821,817
負債の部		
流動負債		
買掛金	77,637	69,270
短期借入金	200,000	200,000
未払金	25,327	27,874
未払費用	47,106	28,507
未払法人税等	2,024	1,694
預り金	18,027	6,624
賞与引当金	113,577	108,614
その他	33,287	50,856
流動負債合計	516,988	493,442
固定負債		
関係会社長期借入金	190,000	190,000
退職給付引当金	465,785	480,623
役員退職慰労引当金	4,684	5,364
長期預り保証金	2,500	2,500
固定負債合計	662,969	678,488
負債合計	1,179,957	1,171,931

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当事業年度 (2020年 3 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,000	80,000
資本剰余金		
資本準備金	20,000	20,000
資本剰余金合計	20,000	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	10,000	10,000
繰越利益剰余金	873,074	533,377
利益剰余金合計	883,074	543,377
自己株式	1,251	1,550
株主資本合計	981,823	641,826
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	29,335	8,059
評価・換算差額等合計	29,335	8,059
純資産合計	1,011,158	649,886
負債純資産合計	2,191,116	1,821,817

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
売上高	3,170,072	2,973,010
売上原価	2,593,628	2,299,143
売上総利益	576,443	673,867
販売費及び一般管理費	2 437,948	2 430,071
営業利益	138,495	243,796
営業外収益		
受取利息	12	10
受取配当金	5,094	4,810
受取賃貸料	4,333	5,337
その他	142	382
営業外収益合計	9,582	10,541
営業外費用		
支払利息	1 2,531	1 2,485
支払手数料	-	2,999
その他	54	98
営業外費用合計	2,586	5,583
経常利益	145,491	248,754
特別利益		
投資有価証券売却益	4,259	3,431
抱合せ株式消滅差益	422,493	-
特別利益合計	426,752	3,431
特別損失		
投資有価証券評価損	26,168	-
特別損失合計	26,168	-
税引前当期純利益	546,075	252,185
法人税、住民税及び事業税	2,208	1,463
法人税等調整額	2,389	12,920
法人税等合計	181	14,383
当期純利益	546,256	237,802

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	2	—	—	—	—
労務費		1,865,238	72.0	1,708,900	74.3
経費		727,076	28.0	590,045	25.7
当期総製造費用		2,592,314	100.0	2,298,946	100.0
仕掛品期首たな卸高		1,966		652	
合計		2,594,281		2,299,598	
仕掛品期末たな卸高		652		455	
当期製品製造原価		2,593,628		2,299,143	

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1 原価計算の方法 実際原価によるプロジェクト別個別原価計算 2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 外注加工費 664,700千円	1 原価計算の方法 同左 2 経費の主な内訳は次のとおりであります。 外注加工費 534,445千円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	80,000	20,000	15,718	35,718	10,000	542,099	552,099
当期変動額							
当期純利益						546,256	546,256
自己株式の取得							
自己株式の処分							
自己株式の消却			15,718	15,718		215,281	215,281
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ）							
当期変動額合計	-	-	15,718	15,718	-	330,975	330,975
当期末残高	80,000	20,000	-	20,000	10,000	873,074	883,074

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	948	666,869	34,036	34,036	700,905
当期変動額					
当期純利益		546,256			546,256
自己株式の取得	231,303	231,303			231,303
自己株式の処分	0	0			0
自己株式の消却	231,000	-			-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			4,701	4,701	4,701
当期変動額合計	303	314,953	4,701	4,701	310,252
当期末残高	1,251	981,823	29,335	29,335	1,011,158

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	80,000	20,000	-	20,000	10,000	873,074	883,074
当期変動額							
当期純利益						237,802	237,802
自己株式の取得							
自己株式の処分							
自己株式の消却						577,500	577,500
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	339,697	339,697
当期末残高	80,000	20,000	-	20,000	10,000	533,377	543,377

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,251	981,823	29,335	29,335	1,011,158
当期変動額					
当期純利益		237,802			237,802
自己株式の取得	577,799	577,799			577,799
自己株式の処分					
自己株式の消却	577,500	-			-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			21,276	21,276	21,276
当期変動額合計	299	339,996	21,276	21,276	361,272
当期末残高	1,550	641,826	8,059	8,059	649,886

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	546,075	252,185
減価償却費	1,646	1,600
賞与引当金の増減額（ は減少 ）	22,104	4,963
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少 ）	730	680
退職給付引当金の増減額（ は減少 ）	74,199	14,838
受取利息及び受取配当金	5,106	4,821
支払利息	2,531	2,485
投資有価証券売却損益（ は益 ）	4,259	3,431
抱合せ株式消滅差損益（ は益 ）	422,493	-
投資有価証券評価損益（ は益 ）	26,168	-
売上債権の増減額（ は増加 ）	76,264	56,574
たな卸資産の増減額（ は増加 ）	1,314	196
預け金の増減額（ は増加 ）	36,030	-
仕入債務の増減額（ は減少 ）	41,932	8,367
未払消費税等の増減額（ は減少 ）	6,017	17,483
その他	18,442	28,118
小計	252,175	296,343
利息及び配当金の受取額	5,106	4,821
利息の支払額	2,446	2,485
法人税等の支払額	2,228	2,025
法人税等の還付額	1,041	1,234
営業活動によるキャッシュ・フロー	253,650	297,888
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,327	-
投資有価証券の取得による支出	31,336	1,256
投資有価証券の売却による収入	36,178	431
敷金及び保証金の差入による支出	959	5,095
敷金及び保証金の回収による収入	186	1,682
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,741	4,237
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	231,303	577,799
自己株式の売却による収入	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	231,302	577,799
現金及び現金同等物の増減額（ は減少 ）	24,088	284,148
現金及び現金同等物の期首残高	825,911	1,264,376
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額（ は減少 ）	414,376	-
現金及び現金同等物の期末残高	1,264,376	980,227

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主に定額法

無形固定資産

定額法

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

3 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

期末債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えて支給見込額基準により計上しております。

(ハ) 退職給付引当金

当社は、退職給付債務の算定に当たり、給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(ニ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(ホ) 受注損失引当金

受注案件の将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能な案件について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

なお、当事業年度末においては該当がないため計上しておりません。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかなでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

2. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

3. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

4. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

(会計上の見積りにおける一定の仮定)

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、次事業年度の業績予想に不透明感が増加しております。この影響により、顧客からの年間受注額がある程度減少することを見込むこといたしました。

繰延税金資産の回収可能性の判断においては、これら受注額を減額するに当たり、当該見積り時点で入手可能な情報に基づき、一定の仮定(新型コロナウイルスの感染収束までの期間(少なくとも1年間)や減収率)を置き、スケジューリングを行っております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	27,517千円	28,773千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業外取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
支払利息	1,329千円	1,329千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料及び手当	154,252千円	147,429千円
賞与引当金繰入額	6,090千円	7,702千円
退職給付費用	13,764千円	7,048千円
役員退職慰労引当金繰入額	1,686千円	1,618千円
減価償却費	1,646千円	1,600千円
支払手数料	51,993千円	59,768千円
おおよその割合		
販売費	1%	1%
一般管理費	99%	99%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	29,417,400	—	26,475,660	2,941,740
A種優先株式(株)	16,000,000	—	14,620,000	1,380,000
計	45,417,400	—	41,095,660	4,321,740

(変動事由の概要)

普通株式の減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式併合による減少 26,475,660株

A種優先株式の減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式併合による減少 14,400,000株

株式消却による減少 220,000株

(注) 1. 当社は、2018年6月21日開催の第76回定時株主総会決議により、2018年10月1日付で当社普通株式及びA種優先株式を10株につき1株の割合で併合いたしました。

2. 当社は、2018年8月29日開催の取締役会において、当社定款第8条第1項に基づき、A種優先株式を一部取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条に基づき当該株式の消却を行うことを決議し、2018年10月31日に220,000株を取得し、同日付で全て消却いたしました。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,004	799	8,805	998
A種優先株式(株)	—	220,000	220,000	—
計	9,004	220,799	228,805	998

(変動事由の概要)

普通株式の変動の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 779株

自己株式の取得による増加 20株

株式併合による減少 8,805株

A種優先株式の変動の主な内訳は、次の通りであります。

2018年8月29日の取締役会の決議による自己株式の取得 220,000株

2018年8月29日の取締役会の決議による自己株式の消却 220,000株

(注) 1. 当社は、2018年6月21日開催の第76回定時株主総会決議により、2018年10月1日付で当社普通株式及びA種優先株式を10株につき1株の割合で併合いたしました。

2. 当社は、2018年10月24日開催の取締役会において、2018年10月1日付株式併合により生じた1株に満たない端数合計20株を2018年10月24日付で買取することを決議いたしました。

3. 当社は、2018年8月29日開催の取締役会において、当社定款第8条第1項に基づき、A種優先株式を一部取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条に基づき当該株式の消却を行うことを決議し、2018年10月31日に220,000株を取得し、同日付で全て消却いたしました。

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,941,740	—	—	2,941,740
A種優先株式(株)	1,380,000	—	550,000	830,000
計	4,321,740	—	550,000	3,771,740

(変動事由の概要)

A種優先株式の減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式消却による減少 550,000株

(注) 当社は、2019年7月24日開催の取締役会において、当社定款第8条第1項に基づき、A種優先株式を一部取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条に基づき当該株式の消却を行うことを決議し、2019年7月31日に550,000株を取得し、同日付で全て消却いたしました。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	998	100	—	1,098
A種優先株式(株)	—	550,000	550,000	—
計	998	550,100	550,000	1,098

(変動事由の概要)

普通株式の変動の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 100株

A種優先株式の変動の主な内訳は、次の通りであります。

2019年7月24日の取締役会の決議による自己株式の取得 550,000株

2019年7月24日の取締役会の決議による自己株式の消却 550,000株

(注) 当社は、2019年7月24日開催の取締役会において、当社定款第8条第1項に基づき、A種優先株式を一部取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条に基づき当該株式の消却を行うことを決議し、2019年7月31日に550,000株を取得し、同日付で全て消却いたしました。

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	1,264,376千円	980,227千円
預入期間が3ヵ月を超える 定期預金	—千円	—千円
現金及び現金同等物	1,264,376千円	980,227千円

(リース取引関係)

リースにより使用している固定資産は重要性が低いため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、システム開発を中心とした役務・製品の提供を行うため、業務上発生し得る営業債権、営業債務を保有しております。また、資金繰計画に照らして長期・短期的な運転資金を金融機関から調達しております。これらの金融商品には、業務上晒されているリスクの種類と内容を理解した上で適切なリスク管理を実施し、安定的な利益を獲得する方針を採っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、通常の運転資金については銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主に長期保有目的で所有する取引先に関連する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、ほぼ全てが2ヵ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、長期及び短期の運転資金を目的として調達しており、その一部は変動金利であります。各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を確保することにより流動性リスクを管理し、金利変動リスクの低減を図っております。

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、通常の運転資金については銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内管理規程に従い、取引の開始に当たっては相手先の現況・将来性・経営者・業界事情等を総合的に検討し、また必要に応じて信用調査を依頼する等を行い与信限度額を設定しその範囲内で取引を行うこととしております。また、営業部は取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し手許流動性を確保することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,264,376	1,264,376	—
(2) 売掛金	416,478	416,478	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	215,257	215,257	—
	215,257	215,257	—
資産計	1,896,112	1,896,112	—
(1) 買掛金	77,637	77,637	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 関係会社長期借入金	190,000	190,000	—
負債計	469,661	469,661	—

当事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	980,227	980,227	—
(2) 売掛金	359,903	359,903	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	136,659	136,659	—
	136,659	136,659	—
資産計	1,476,790	1,476,790	—
(1) 買掛金	69,270	69,270	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 関係会社長期借入金	190,000	190,000	—
負債計	459,270	459,270	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金並びに(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負 債

(1)買掛金及び(2)短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)関係会社長期借入金

関係会社長期借入金は変動金利であり、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,264,264	—	—	—
売掛金	416,478	—	—	—
合計	1,680,854	—	—	—

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	980,227	—	—	—
売掛金	359,903	—	—	—
合計	1,340,131	—	—	—

(注3) 関係会社長期借入金の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
関係会社長期借入金	—	—	—	—	—	190,000
合計	200,000	—	—	—	—	190,000

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
関係会社長期借入金	—	—	—	—	—	190,000
合計	200,000	—	—	—	—	190,000

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	166,508	125,027	41,480
小計	166,508	125,027	41,480
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	48,749	59,152	10,403
小計	48,749	59,152	10,403
合計	215,257	184,180	31,077

当事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	86,452	53,869	32,582
小計	86,452	53,869	32,582
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	50,207	74,730	24,523
小計	50,207	74,730	24,523
合計	136,659	128,600	8,059

2 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	36,178	4,259	—
合計	36,178	4,259	—

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	60,361	3,431	—
合計	60,361	3,431	—

3 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

その他有価証券について、26,168千円の減損処理を行っております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
退職給付債務の期首残高	328,949	447,359
子会社合併に伴う振替額	59,467	—
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	52,328	—
勤務費用	53,547	49,204
利息費用	1,383	1,778
数理計算上の差異の発生額	19,699	31,219
退職給付の支払額	33,443	33,544
その他	4,824	—
退職給付債務の期末残高	447,359	496,017

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当事業年度 (2020年 3 月31日)
非積立型制度の退職給付債務	447,359	496,017
未積立退職給付債務	447,359	496,017
未認識数理計算上の差異	18,426	15,393
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	465,785	480,623
退職給付引当金	465,785	480,623
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	465,785	480,623

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
勤務費用	53,547	49,204
利息費用	1,383	1,778
簡便法から原則法への変更に伴う増加額	52,328	—
数理計算上の差異の費用処理額	236	2,600
その他	145	57
確定給付制度に係る 退職給付費用	107,642	48,440

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
割引率	0.3%	0.3%

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	588,266千円	504,849千円
未払事業所税	1,471千円	1,365千円
貸倒引当金	331千円	331千円
賞与引当金	39,297千円	37,580千円
退職給付引当金	161,197千円	166,295千円
役員退職慰労引当金	1,620千円	1,856千円
投資有価証券評価損	30,907千円	24,102千円
会員権評価損	6,707千円	6,707千円
その他	7,466千円	7,390千円
繰延税金資産小計	837,266千円	750,480千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	540,949千円	467,992千円
将来減算一時差異の合計に係る 評価性引当額	190,501千円	189,593千円
評価性引当額小計 (注) 1	731,451千円	657,585千円
繰延税金資産合計	105,815千円	92,895千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,648千円	—
繰延税金負債合計	1,648千円	—
繰延税金資産(負債)の純額	104,166千円	92,895千円

(注) 1 評価性引当額が73,865千円減少しています。この減少の主な内容は、当事業年度における課税所得の発生により繰越欠損金の残高が減少し、それに伴い繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収不能額が減少したことによるものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期別の金額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	570,628	17,638	—	—	—	588,266
評価性引当額	—	523,311	17,638	—	—	—	540,949
繰延税金資産	—	47,316	—	—	—	—	47,316

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金588,266千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を47,316千円計上しております。この繰延税金資産は当社における税務上の繰越欠損金のうち、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しているものであります。

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	487,211	17,638	—	—	—	—	504,849
評価性引当額	450,353	17,638	—	—	—	—	467,992
繰延税金資産	36,857	—	—	—	—	—	36,857

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金504,849千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を36,857千円計上しております。この繰延税金資産は当社における税務上の繰越欠損金のうち、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しているものであります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	34.60%	34.60%
評価性引当額の増減	7.87%	29.29%
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	0.06%	0.13%
住民税均等割	0.42%	0.58%
抱合せ株式消滅差益	26.77%	—
その他	0.34%	0.06%
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	0.03%	5.70%

(資産除去債務関係)

当社は、本社、支店等の不動産賃借契約に伴う原状回復義務について、当該賃借契約に関連する敷金が資産計上されており、当該計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上額及びこれに対応する除去債務費用の資産計上額に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうちの当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、東京都に賃貸用の土地建物を有しております。

2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,409千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は販管費に計上）であります。

2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,850千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は販管費に計上）であります。

また、当該賃貸不動産の貸借対照表計上額、期中増額及び時価は、以下の通りであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸借対照表計上額	期首残高	68,225	67,914
	期中増減額	310	248
	期末残高	67,914	67,501
期末時価		79,700	79,700

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2 期中増減額は全て減価償却費であります。
3 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づいて算出した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、システム事業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ㈱	605,796	システム事業
東京コンピュータサービス㈱	426,055	システム事業

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ㈱	544,599	システム事業
東京コンピュータサービス㈱	350,393	システム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

ＴＣＳホールディングス㈱については、「(4)役員及び個人主要株主等」に記載しております。

(2) 財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

エヌ・ティ・ティ・システム開発㈱、ハイテックスシステム㈱、豊栄実業㈱を除く東京コンピュータサービス㈱他6社については、「(4)役員及び個人主要株主等」に記載しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

エヌ・ティ・ティ・システム開発㈱、ハイテックスシステム㈱、豊栄実業㈱及びＴＣＳビジネスアソシエ㈱を除く東京コンピュータサービス㈱他6社については、「(4)役員及び個人主要株主等」に記載しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主(会社等に限る)等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	TCSホールディングス(株)	東京都中央区	100,000	持株会社、不動産賃貸管理、金融	(被所有) 直接 56.81 間接 13.05	資本・業務提携先 役員兼任	利息の支払 業務委託料 支払手数料	1,329 10,884 14,082	関係会社 長期借入金 未払金	190,000 1,910
	東京コンピュータサービス(株)	東京都中央区	100,000	各種ソフトウェア開発・製造	—	ソフトウェア技術支援受託 ソフトウェア技術支援委託 役員兼任	ソフトウェア技術支援売上 ソフトウェア技術支援委託による外注費	426,055 16,705	売掛金 買掛金	71,807 604
	ユニシステム(株)	東京都豊島区	170,000	各種ソフトウェア開発・製造	(被所有) 直接 0.3	ソフトウェア技術支援委託 役員兼任	ソフトウェアの技術支援委託による外注費	128,649	買掛金	9,957
	シグマトロン(株)	東京都中央区	65,000	各種ソフトウェア開発・製造	(被所有) 直接 4.56	ソフトウェア技術支援委託 役員兼任	ソフトウェア技術支援委託による外注費	20,057	買掛金	1,954
	コンピュータロ(株)	東京都中央区	98,000	各種ソフトウェア開発・製造	—	ソフトウェア技術支援受託 役員兼任	ソフトウェア技術支援売上	13,574	売掛金	1,232
	エヌ・ティ・ティ・システム開発(株)	東京都豊島区	100,000	各種ソフトウェア開発・製造	(被所有) 直接 0.75	ソフトウェア技術支援受託 役員兼任	ソフトウェア技術支援売上	45,985	売掛金	7,380
	インターネットウェア(株)	東京都中央区	80,000	各種ソフトウェア開発・製造	(被所有) 直接 0.35	ソフトウェア技術支援受託 ソフトウェア技術支援委託 役員兼任	ソフトウェア技術支援売上 ソフトウェア技術支援委託による外注費	36,767 38,013	売掛金 買掛金	2,282 2,386
	コムシス(株)	横浜市港北区	100,000	各種ソフトウェア開発・製造	(被所有) 直接 0.52	ソフトウェア技術支援受託 役員兼任	ソフトウェア技術支援売上	108,316	売掛金	8,477
	ハイテクシステム(株)	東京都中央区	80,000	各種ソフトウェア開発・製造	(被所有) 直接 0.32	ソフトウェア技術支援受託 ソフトウェア技術支援委託 役員兼任	ソフトウェア技術支援売上 ソフトウェア技術支援委託による外注費	18,037 15,537	売掛金 買掛金	4,325 1,334
	豊栄実業(株)	東京都豊島区	27,000	不動産賃貸業、総合リース業、保険代理業	—	通信機器賃貸 役員兼任	通信機器の使用料	12,190	未払金	1,199
	(株)テクノ・セブン	東京都世田谷区	100,000	各種ソフトウェア開発・製造	(所有) 直接 0.50 (被所有) 直接 0.01	ソフトウェア技術支援受託	ソフトウェア技術支援売上	32,439	売掛金	1,224

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等(当該 会社等の子会 社を含む)	TCSホールディングス(株)	東京都中央区	100,000	持株会社 不動産賃貸 管理、金融	(被所有) 直接 56.77 間接 13.07	資本・業務 提携先 役員兼任	利息の支払 業務委託料 支払手数料 研修費	1,329 9,403 14,271 5,816	関係会社 長期借入金 未払金	190,000 4,394
	東京コンピュータサービス(株)	東京都中央区	100,000	各種ソフト ウェア開発 ・製造	—	ソフトウエ ア技術支援 受託 ソフトウエ ア技術支援 委託 事務所賃貸 役員兼任	ソフトウエ ア技術支援 売上 ソフトウエ ア技術支援 委託による 外注費 賃借料	350,393 6,845 10,086	売掛金 買掛金 差入 保証金	52,862 632 11,646
	ユニシステム(株)	東京都豊島区	170,000	各種ソフト ウェア開発 ・製造	(被所有) 直接 0.31	ソフトウエ ア技術支援 委託 役員兼任	ソフトウエ アの技術支 援委託によ る外注費	86,760	買掛金	7,524
	シグマトロン(株)	東京都中央区	65,000	各種ソフト ウェア開発 ・製造	(被所有) 直接 4.57	ソフトウエ ア技術支援 委託	ソフトウエ ア技術支援 委託による 外注費	26,465	買掛金	2,565
	コンピュータロン(株)	東京都中央区	98,000	各種ソフト ウェア開発 ・製造	—	ソフトウエ ア技術支援 受託 役員兼任	ソフトウ エア技術支 援売上	20,636	売掛金	2,189
	エヌ・ティ・ ティ・システム 開発(株)	東京都豊島区	100,000	各種ソフト ウェア開発 ・製造	(被所有) 直接 0.75	ソフトウエ ア技術支援 受託	ソフトウエ ア技術支援 売上	129,868	売掛金	13,104
	インターネット ウェア(株)	東京都中央区	80,000	各種ソフト ウェア開発 ・製造	(被所有) 直接 0.35	ソフトウエ ア技術支援 受託 ソフトウエ ア技術支援 委託 役員兼任	ソフトウ エア技術支 援売上 ソフトウエ ア技術支援 委託による 外注費	24,089 21,925	売掛金 買掛金	2,658 2,442
	コムシス(株)	横浜市西区	100,000	各種ソフト ウェア開発 ・製造	(被所有) 直接 0.52	ソフトウエ ア技術支援 受託	ソフトウエ ア技術支援 売上	80,960	売掛金	6,323
	ハイテク システム(株)	東京都中央区	80,000	各種ソフト ウェア開発 ・製造	(被所有) 直接 0.32	ソフトウエ ア技術支援 受託 役員兼任	ソフトウエ ア技術支援 売上	36,164	売掛金	1,761
	豊栄実業(株)	東京都豊島区	27,000	不動産賃貸 業、総合 リース業、 保険代理業	—	通信機器 賃貸 役員兼任	通信機器の 使用料	9,799	未払金	1,032
	(株)テクノ・ セブン	東京都世田谷区	100,000	各種ソフト ウェア開発 ・製造	(所有) 直接 0.48 (被所有) 直接 0.01	ソフトウエ ア技術支援 受託 役員兼任	ソフトウエ ア技術支援 売上	17,400	売掛金	1,716
	TCSビジネス アソシエ(株)	東京都中央区	80,000	教育・研修 サービス	—	ソフトウエ ア技術支援 受託 役員兼任	ソフトウエ ア技術支援 売上	14,398	売掛金	1,566

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の借入について、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2 取引条件は、一般的な取引実勢に基づき交渉のうえ決定しております。

価格等の他の取引条件は市場価格、総原価を勘案して決定しており、その他の取引条件については他の取引

先と同様に決定しております。

3 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

T C S ホールディングス株式会社 非上場

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当社は、2018年 6 月21日開催の第76回定時株主総会決議により、2018年10月 1 日付で当社普通株式及び A 種優先株式数を10株につき 1 株の割合で併合いたしました。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり純資産、1 株当たり当期純利益、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。

前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)		当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	125円42銭	1 株当たり純資産額	61円25銭
1 株当たり当期純利益	182円01銭	1 株当たり当期純利益	71円52銭
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益	108円09銭	潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益	49円02銭

(注) 1 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	546,256	237,802
普通株主に帰属しない金額(千円)	11,000	27,500
普通株式に係る当期純利益(千円)	535,256	210,302
普通株式の期中平均株式数(株)	2,940,766	2,940,670
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	108.09	49.02
当期純利益調整額(千円)	—	—
(うち支払利息(税額相当額控除後))(千円)	(—)	(—)
普通株式増加数(株)	2,011,177	1,349,107
(うち転換社債型新株予約権付社債)(株)	(—)	(—)
(うち転換予約権)(株)	(2,011,177)	(1,349,107)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株 式の概要	—	—

(注) 2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,011,158	649,886
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,380,000	830,000
(うちA種優先株式)(千円)	(1,380,000)	(830,000)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	368,841	180,113
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	2,940,742	2,940,642

(注) 当社は、2019年7月24日開催の取締役会において、当社定款第8条第1項に基づき、A種優先株式を一部取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条に基づき当該株式の消却を行うことを決議し、2019年7月31日に繰越利益剰余金を充当して550,000株を577,500千円で取得し、同日付で全て消却いたしました。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	38,599	—	—	38,599	26,038	1,112	12,560
構築物	270	—	—	270	269	2	0
工具、器具及び備品	2,683	—	—	2,683	2,464	141	219
土地	64,185	—	—	64,185	—	—	64,185
有形固定資産計	105,737	—	—	105,737	28,773	1,256	76,965
無形固定資産							
電話加入権	904	—	—	904	—	—	904
無形固定資産計	904	—	—	904	—	—	904

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	200,000	0.57	—
関係会社長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	190,000	190,000	0.70	—
合計	390,000	390,000	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 関係会社長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の「返済期限」については、返済期限の定めがないため記載しておりません。

3 関係会社長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は
ありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,919	—	—	—	1,919
賞与引当金	113,577	223,089	228,052	—	108,614
役員退職慰労引当金	4,684	1,618	937	—	5,364

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上額及びこれに対応する除去債務費用の資産計上額に代えて、本社、支店等の不動産賃借契約に伴う敷金の回収が、最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうちの当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	444
預金	
当座預金	14
普通預金	979,280
別段預金	486
計	979,782
合計	980,227

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
NECソリューションイノベータ(株)	62,245
東京コンピュータサービス(株)	52,862
ナショナルソフトウェア(株)	21,719
(株)OKIソフトウェア	20,987
パナソニックデバイスシステムテクノ(株)	17,205
その他	184,882
合計	359,903

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
416,478	3,286,297	3,342,872	359,903	90.3	43.23

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

仕掛品

区分	金額(千円)
労務費	455
合計	455

投資有価証券

銘柄	金額(千円)
日本電気(株)	44,684
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	29,624
明治機械(株)	10,396
日東電工(株)	9,650
NCホールディングス(株)	9,269
その他	33,035
合計	136,659

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)三友	10,330
ユニシステム(株)	7,524
(株)P E - B A N K	3,096
アクサス(株)	2,641
シグマトロン(株)	2,562
その他	43,112
計	69,270

短期借入金

区分	金額(千円)
りそな銀行	200,000
合計	200,000

関係会社長期借入金

区分	金額(千円)
T C S ホールディングス(株)	190,000
計	190,000

退職給付引当金

区分	金額(千円)
退職給付債務	496,017
未認識数理計算上の差異	15,393
計	480,623

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
売上高 (千円)	712,774	1,433,924	2,183,937	2,973,010
税引前 四半期(当期)純利益 (千円)	31,068	80,795	156,268	252,185
四半期(当期)純利益 (千円)	30,507	79,780	154,569	237,802
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	10.37	17.78	43.21	71.52

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	10.37	7.40	25.43	28.30

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.airex.co.jp/csr/ir/notice/index.html
株主に対する特典	なし

(注) 単元未満株主の権利制限について

当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と合わせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等の会社名
T C S ホールディングス株式会社
親会社等状況報告書の提出日 2020年6月9日

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び その添付書類	事業年度 (第77期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月20日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書及び その添付書類	事業年度 (第77期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月20日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書	事業年度 (第78期) 第1四半期	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	2019年8月14日 関東財務局長に提出。
	事業年度 (第78期) 第2四半期	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月14日 関東財務局長に提出。
	事業年度 (第78期) 第3四半期	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2020年2月14日 関東財務局長に提出。
(4) 確認書	第77期有価証券報告書に係る確認書であります。		2019年6月20日 関東財務局長に提出。
	第78期第1四半期の四半期報告書に係る確認書であります。		2019年8月14日 関東財務局長に提出。
	第78期第2四半期の四半期報告書に係る確認書であります。		2019年11月14日 関東財務局長に提出。
	第78期第3四半期の四半期報告書に係る確認書であります。		2020年2月14日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書		2020年2月26日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書		2020年6月19日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年 6 月30日

株式会社アイレックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 片 岡 直 彦

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 藤 原 由 佳

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイレックスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイレックスの2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイレックスの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイレックスが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。